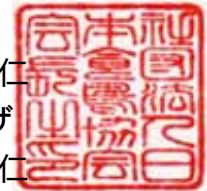


日鳥協発第18-219号
平成19年2月1日

関係各位様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁



宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウィルスの分離について
(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)

表記のことについて、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(動物衛生研究所)において、宮崎県で分離された高病原性鳥インフルエンザウィルスの検査を行ったところ、別添の通り確認された旨、プレスリリースがあったのでお知らせします。

なお、日向市東郷町の発生農場に隣接する養鶏場も消毒作業等が行われ、防疫措置が終了した旨新聞報道がされています。

引き続き、特定家畜伝染病のまん延防止に特段のご協力をお願いします。

別紙 プレスリリース

「宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウィルスの分離について」
(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

別紙

プレスリリース

平成19年2月1日
農 林 水 産 省

宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について (高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)

1 農場の概要

宮崎県児湯郡新富町、採卵鶏飼養農場(飼養羽数:約93,000羽)

2 ウイルスの同定

- (1) 2月1日、当該農場の飼養鶏からA型インフルエンザウイルスと思われるウイルスが分離されたため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において、ウイルスの同定を行ったところ、本日、当該ウイルスが、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。
- (2) なお、動物衛生研究所では、引き続き、分離されたウイルスの性状の検査を行い、当該ウイルスの病原性や遺伝子型等を確認する予定。

3 今後の防疫対応

- (1) 本日、高病原性鳥インフルエンザと確認されたことから、
当該発生農場における飼養家きんの殺処分
(また、処分鶏は防衛省所管の近隣の土地に埋却処理することとされた。)
当該発生農場の消毒
当該発生農場の周辺農場における移動制限
(半径10Km以内に100農場(精査中)、約350万羽)
等の必要な防疫措置を実施することとしたところである。
- (2) 感染経路究明チームによる、感染経路の調査・検討を行う。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局
TEL : 03-3502-8111
担当 : 動物衛生課 山口 (内線 3202)
03-3502-0767 (直通)
当資料のホームページ掲載先 URL
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>